

(続紙 1)

京都大学	博士 (法学)	氏名	覃 佳笛
論文題目	中国の強制執行 (金銭執行) 手続の基本構造 --日本法における形式主義と比較して--		
(論文内容の要旨)			
<p>研究の背景と課題を明らかにする序章においては、次のように述べられている。中国では、強制執行の迅速性及び実効性の向上、並びに、国家機関である執行機関の権力行使の適正化を目指して、21世紀初頭から、「審執分離」(人民法院内部における権利判定手続=訴訟手続を担当する部署と執行手続を担当する部署=執行局との制度的な分離と、最高人民法院執行局による下級人民法院執行局の監督・統制)という司法改革が行われてきた。近年、中国では審執分離司法改革の基本的な構想が日本の執行法学上の形式主義と近似している見解が大勢である一方で、邦語の先行研究においては、中国法上執行機関に過剰な実体的判断権限を許容したことが問題視され、中国の強制執行法はむしろ形式主義とは異なる発想に立つものと解されている。このような矛盾した評価を受けて、日本における形式主義の視点から中国の強制執行手続(特に金銭執行手続)の基本構造を解明することを主要な課題とする、と。</p> <p>第1章では、まず、中華人民共和国の成立以降の執行機関の構成の変遷、並びに、審執分離を含む執行法制度の変革の経緯及びそれをめぐる学説上の議論が紹介されている。その後、審執分離司法改革は裁判所制度の改革であり、日本法上の形式主義とは別次元のものであるとの主張がされている。これに対して、第2章以下で取り上げるトピックは執行法上のものであるとされる。</p> <p>第2章では、まず、中国の強制執行(金銭執行)手続の最も重要な特徴として、1つの執行依拠(日本における債務名義に相当する)につき1つの執行手続のみが開始され、この執行手続内で単一の執行実施主体により債務者の様々な責任財産に対する差押処分が同時にまたは順次される(つまり包括執行に近い性質を有する)ことを説明した上で、執行開始手続の構造を明らかにする。そして、この開始手続において実体的要件を含む開始要件の判断には必ず裁判官が関与しているため、執行官という非法曹が執行開始要件を判断することがある日本の強制執行手続とは異なり、執行文(日本法における形式主義の基本的構成要素である)制度を必要とせず、また、差押えの対象である財産の種別ごとに別個の金銭執行手続を構想する日本法とは異なり、執行文制度がなくても執行開始要件の存否の判断についての執行手続間での矛盾が生じないことを論証している。</p> <p>第3章においては、まず、中国の執行救済の種類と手続規律を説明している。そこでの実体的異議事由を審理する執行救済手続には、違法執行にかかる手続異議と同じく二審制の執行異議で完結する場合と、一審限りの執行異議の後に執行関係訴訟が予定され</p>			

ている2段階構成という2つのパターンが存在していることが明らかにされる。そして、審執分離司法改革の結果として、執行異議は執行審査廷（同じく法院の執行局に属するものの、執行処分を行う執行実施主体とは別の裁判機関）によって審査され、執行関係訴訟は執行実施主体と同級の法院の訴訟専門部によって審理されることが明らかにされている。その上で、日中の「執行機関」概念の相違をも考慮に入れると、前述の中国法が執行機関に過剰な実体的判断権限を許容しているとの把握が誤りであることを論証している。しかしながら、手続保障の観点の欠如など、中国の執行救済制度にはなお大きな課題が残されていることも指摘している。

第4章においては、中国の執行停止制度が取り上げられる。そこでは、基本的には、形式化された要件（定型化された文書の提出）の下で、執行停止・取消しが認められており、日本法に近い形式主義的な手続が構築されていると述べている。他方で、一部の執行停止要件の運用において、執行実施主体の裁量が広く認められていること、そして、執行救済の申立てに執行手続の自動停止効を認めているなど、中国法には改善の余地があることが指摘されている。

終章においては、論文での検討の成果は、中国の強制執行手続の一部は形式主義に則しているが、全体としてはそうでないこと、そして、手続構造に合理性がある部分と問題がある部分があることを明らかにしたことにあると総括した上で、今後の課題として、執行手続のIT化の進展に伴う執行開始手続の再構築、中国の執行手続の問題点の原因となっている執行法上及び司法行政上の諸制度の再検討、中国法に対する考察を素材に形式主義の意義を再考する試み等を挙げている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、強制執行手続の基本原則としてドイツから継受され、日本独自の発展をしてきた形式主義の採否という観点から、日中の強制執行手続（特に金銭執行手続）の比較を試みるものである。中国の強制執行手続の概要はわが国に紹介されてきたが、その比較法的・理論的な分析は十分ではなかった。その意味で、本論文は中国の強制執行手続について新たな知見を提供するものとして評価できる。

本論文の理論的な成果としては、まず、今世紀に実施された中国強制執行制度の変革が裁判所組織法的な要素と執行法的な要素からなることを明らかにし、前者をも執行法的なもの（形式主義に類したもの）として捉える、中国の一般的な学説に異を唱え、それにかかなりの程度成功していると思われる点を挙げるができる。

もう1つの重要な成果は、日中の金銭執行手続の基本構造の相違を考慮に入れると、形式主義の基本的な構成要素である執行文制度が中国において採用されていないことには、むしろ合理性が認められることを論証した点である。この点は比較法的な研究の成功例であると言えることができる。なお、本論文は中国の強制執行制度の欠陥を補うための処方箋をも提示しているが、この点からも明らかのように、日本の制度の安直な輸入に走っていないことも、本論文の美質の1つである。

しかし、本論文には、なお不十分な点が残されている。例えば、中国の民事訴訟については、省際的な事件において下級の人民法院が自省民を不当に優遇する傾向が見られることが知られているところ、執行債務者の本拠地を管轄する下級の人民法院が実施することが原則である強制執行手続においても、同様の事情が存在する可能性がある。もしそのような事情があるとすれば、中国の強制執行制度の変革の背景事情（「執行難」と呼ばれる、金銭執行手続の機能不全）の構成要素として有意的である。しかし、この点の検討が十分にされているとは言いがたい。

また、日本の執行異議制度の重要な特徴の1つに、執行異議の申立てに執行手続の自動停止効を認めていないことを挙げるができる。しかし、本論文は、執行救済制度と執行停止制度を別個に検討しており、両者の間に存在する関連性にあまり意を払っていないように見受けられる。この点に見られるように、執行救済制度と執行停止制度に関する比較法的な検討とそれを踏まえた処方箋の提示には、前述の執行文制度の検討と比べると、いささか深みと鮮やかさが欠けるきらいがある。

もっとも、後者の2点はむしろ今後の課題であると言えるべきであり、本論文の理論的価値をいささかも損なうものではない

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

また、令和4年1月27日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降